

第49回憲法と平和を考えるつどい

司法制度改革問題と 国民主権

— 市民のための司法の実現を目指して —

講師：弁護士 津田 ^{みさお} 聰夫 氏
(前日本弁護士連合会副会長(司法改革担当),
福岡県弁護士会所属)

日時：2001年5月3日(木) 10:00~12:00

会場：宮崎市中央公民館大研修室

目次

1. 講演レジュメ	p.1,2
2. 司法制度改革審議会設置法	p.3,4
3. 司法制度改革審議会委員名簿	p.5
4. 司法制度改革審議会中間報告概要	p.6~15



主催：科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

1、司法制度改革の動きとその背景

日弁連の司法制度改革運動

直接の契機は、自民党の司法制度調査会報告⇒司法制度改革審議会設置

その他、経済界・マスコミ、国民の不満、外国の圧力（経済の「グローバル化」など）

⇒国会の全会一致、2年間の時限、中間報告、6月12日に内閣に対する最終答申予定。

明治初期の近代司法の構築、戦後の一定の改革に続く大きな改革が進行中

司法についても、国民主権伸張の流れと、経済本位・規制緩和路線のせめぎあい

底流に、社会経済システムの現状維持を許さない状況⇒国民の主体性・主権を強化する

方向での打開が出来るか

2、司法制度改革審議会の設置と審議

独自の舞台、様々な潮流の意向の反映（裁判所、法務省、弁護士会、政党、経済界等々）、

13名の委員（それぞれの個性、多様な背景）、改革推進派と改良派の論戦、全員一致による合意の手法

日弁連の審議会に対する対応 全否定でもなく、全肯定でもなく、よりよき結論を得るように積極的対応（働きかけ）、事務局員2名派遣

審議公開で、新たな側面

3、大きな論点

①、総論

人的基盤の充実、制度的基盤の整備、国民的基盤の確立

国民が統治客体意識から統治主体へ、そのための司法・法曹の役割、「社会生活上の医師」、

法曹人口の大幅増員⇒少数エリートから市民のそばにいる法律専門助言者へ

②、法曹養成制度改革

現行法曹養成制度のひずみ。点としての選抜から、プロセスとしての養成制度へ⇒法

曹養成に特化した大学院（法科大学院）の創設

バイパス問題・教員問題等々

③、裁判官制度

判事補が 10 年経過で裁判官となる現行運用の改革（他職経験）。裁判官推薦委員会、特例判事補制度の見直し、給源の多様化、人事制度の改革、最高裁判事問題
福岡事件の影響

⇒制度改革の実現について、弁護士任官の推進が決め手（法曹一元との関係）

④、国民参加

外国の制度にとらわれず、独自の国民参加制度⇒裁判員制度

人数割合、役割分担でせめぎあい⇒自民党の牽制

④、弁護士・弁護士会のあり方について

弁護士・弁護士会の自己改革の必要性

「社会生活上の医師」の役割は主要には弁護士が

国民になり代わるのではなく、賢明な選択の補助者（その意味で、適正な法律事務遂行の意義の再認識）

法律家が個々にいい活動をすればよいということではなく、社会全体のリーガルニーズを充足して、社会を活性化する責任

⇒社会が必要とする質と量の法曹の確保⇒11・1 臨時総会決議

弁護士自治・弁護士会の自律機能、国民的基盤の強化の課題⇒綱紀・懲戒制度の改善
司法制度全体を担う責任

cf. 規制改革委員会の攻撃

5、司法制度改革の今後

審議に対する政党・経済界等の反応（不快感）⇒立法過程がどうなるか？

推進本部構想、約 3 年間の立法過程に対する関わりの必要、政治舞台でのせめぎあい

司法制度改革審議会設置

司法制度改革審議会設置法

(設置)

第一条 内閣に、司法制度改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、二十一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する。

2 審議会は、前項の規定により調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣は、委員が破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、最高裁判所及び日本弁護士連合会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第七条 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(主任の大臣)

第八条 審議会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号を第十六号の二とし、第十七号の二を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 司法制度改革審議会の委員

第二条中「第十七号」を「第十六号の二」に改める。

第九条中「第一条第十七号の二」を「第一条第十七号」に改める。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

司法制度改革審議会

審議委員名簿

(五十音順・敬称略)

職名	氏名
(株)石井鐵工所代表取締役社長	石井 宏治
東京大学法学部教授	井上 正仁
中央大学商学部長	北村 敬子
京都大学法学部教授	佐藤 幸治
作家	曾野 綾子
日本労働組合総連合会副会長	高木 剛
一橋大学名誉教授・駿河台大学長	竹下 守夫
慶應義塾長	鳥居 泰彦
弁護士(元日本弁護士連合会会長)	中坊 公平
弁護士(元広島高等裁判所長官)	藤田 耕三
弁護士(元名古屋高等検察庁検事長)	水原 敏博
東京電力(株)取締役副社長	山本 勝
主婦連合会事務局長	吉岡 初子

司法制度審議会中間報告概要

1、はじめに（中間報告の目的、これまでの審議経過）

2、今般の司法制度改革の基本的理念と方向

1）「21世紀とこの国のかたち」

「この国のかたち」と法の支配

130年にわたって我が国が背負い続けてきた課題、すなわち、法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、「この国のかたち」となるために、一体何をなさねばならないのか、憲法制定から50年を経た今、個人の尊重と国民主権が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか、これらの根本課題を我々国民一人ひとりが改めて直視し、それに取組むことなく、21世紀社会の展望を切り開くことは困難であることが痛感されていることから、司法に豊かな活力を与える根本的な制度改革が課題設定された。

自由で公正な社会と個性の実現

現在のわが国の閉塞状況が、「憲法によって立つ個人の尊重と国民主権の趣旨が必ずしも徹底せず、むしろ従前の統治客体意識と横並び的、集団主義的意識を背景に国家（行政）に過度に依存しがちな体質が持続する中で、さまざまな国家規制や因習が社会を覆い、社会が著しく画一化、固定化してしまったこと」、などに主な原因があることは否定しがたいという認識から、21世紀に目指すべき「この国のかたち」として、「国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画していくことが、21世紀のこの国の発展を支える基盤である」と確認し、現在わが国で進められている「一連の諸改革を憲法によって立つ基本理念の一つである『法の支配』の下に有機的に結び合わせるために、司法制度改革が不可欠である」として、これを「最後のかなめ」と位置付けている。

2）司法に期待される役割

日本国憲法における司法権

憲法で、司法の場において弁護士が重要な役割を果たす存在であることが規定されていることに触れながら、日本国憲法における司法の位置付けを敷衍し、

21世紀社会を考えるとときに、憲法が司法権にどのような役割を期待し、それを実現するために何をなすべきか。

「公共性の空間」の再構築と司法の役割

司法部門は、「持ち込まれる具体的事件（争訟）を契機に、法の正しい解釈適用を通じて当該事件（争訟）を適正に解決し、もって法の維持・形成を図ることを期待される受動的な存在である」が「法の下においてはいかなる者も平等、対等であるという法の支配の基本理念は、すべての国民を対等・平等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール、原理に基づいて判断を下すという司法の在り方においてもっとも顕著に現れて」おり、「それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない」など「憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである。」

「国民の権利、自由の主張は、単なる私的利益に係るものだけと受け止められるべきでなく、裁判過程などにおいて適正な権利、自由の主張がなされ、違法行為の是正や権利救済が図られることは、それ自体が公共的価値の実現という側面を有する」もので、司法部門も、政治部門と並んで、「公共性の空間」を支える柱として位置付け、身体に例えて、政治部門を動脈とすれば、司法部門は静脈にあたるもので、今次「司法改革は、従来の静脈が過小でなかったかに根本的反省を加え、その規模及び機能の拡大・強化を図ろうとするものである。」

「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割

自律的個人を基礎とする社会にあっては、「司法（法曹）には個人や企業等の諸活動に関連する種々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することにより紛争の発生を未然に防止するとともに、それらの活動が法的ルールに従って行われるように指導・監視し、さらに、ひとたび紛争が発生した場合には、これを法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図るという役割がより強く求められることになる。そして、また、潤いのある自己責任社会に必要とされるセーフティネットを整備する上で、また、活力のある政治部門の行き過ぎを是正するうえで、人権保障を核とする憲法を頂点とする法秩序の維持、貫徹に直接的責任を負う司法（法曹）の役割がいつそう

大きくなる。」

グローバル化の進展に伴い、「国内はもとより地球的規模の経済市場が公正かつ透明なルールを基礎として発展を続け」るため、「そのような内外のルールの形成、運用の様々な場面に我が国の司法（法曹）が積極的に関わっていくことが極めて重要」で、「その観点からも、アジア等途上国に対する法整備支援」も求められる。

「国民が支える司法」の実現

国民と司法（法曹）の新たな関係の構築として、「司法部門の場合は、国民の直接的な権限の付託は、（政治部門に比して）より間接的」ではあるが、「このことは、司法部門が国民から超越した存在であるべきことを意味」せず、それは「国民の広い支持と理解の上に立脚していなければならない。」

従来、この点に問題ありとすれば、その要点は、第一に、我が国がいわゆる行政中心、中央の「官」中心に運営されてきたこと、第二に、国民の統治客体意識が特に司法との関係で強く、国民的基盤が狭小に過ぎたこと、第三に、司法を支える法曹、特に国民の日常生活に広く接し、そこに深く根をおろしているはずの弁護士の総数が少なく、国民と司法の接点が限定されていたこと、第四に、司法全体を支えるための法曹の協調的連携に不十分なところがなかったか、第五に、司法制度全般が国民にとって分かりやすく利用しやすいものであったか、といった点がある。

そうであるとすれば「法曹が、プロフェッションとして相互の信頼と一体感を保持しつつ厚い層をなして存在し、国家社会の様々な分野で幅広く活躍するように図るとともに、国民は統治主体、権利主体として、司法の運営に優位的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成し維持するように努めなければならない。」

「『集団に埋没する個人』ないし統治客体意識は、決して日本の国民の固有不変の特性ではないことを肝に銘じ、司法の再構築に向けての具体的ステップを大胆に踏み出すべき」

3) 改革の眼目

以上を受けて、今次改革の三つの柱として、第一に、国民と司法をつなぐ人的基盤（法曹）の拡充・強化を図ること（人的基盤の拡充）、第二に、国民に

分かりやすく利用しやすい司法制度を構築すること（制度的基盤の整備）、第三に、司法をして統治主体たる国民の確かな基盤の上に立たしめること（国民的基盤の確立）、を目指す。

3、人的基盤の拡充

1) 法曹の質と量の拡充

新たな法曹養成制度の構築

制度的基盤の強化が実を結び、そこで意図された成果を上げるためには、質・量ともに豊かな人材（法曹）を得なければならない。そのため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を基幹的な高等専門教育機関とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき、として、法科大学院の目的・理念、制度の要点、公平性・開放性・多様性の確保、設立手続及び第三者評価（適格認定）及び関係者の責任について基本点を述べ、これと関連して司法試験、司法修習及び継続教育のあり方について触れている。

なお、司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを考えるべきである、と指摘している。

法曹人口の拡大

経済・金融の国際化の進展や人権・環境問題等の地球的課題や国際犯罪への対処、知的財産権・医療過誤・労働等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士の地域的偏在の是正の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化する。

その対応のため、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題で、法曹三者は、司法試験合格者を三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想から脱却し、国民が必要とする質と量の法曹につき、その確保に取り組まなければならない。

法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に、年間3000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があ

る。

裁判所・検察庁の人的体制の充実

裁判官・検察官の現状の問題点を踏まえ、増員の必要性については異論がない。制度の直接の担い手となる法曹（裁判官、検察官、弁護士）とそれを支える裁判所書記官等裁判所職員、検察事務官等検察庁職員の質、能力の向上を一層推し進め、殊に、先端的かつ専門的分野に精通した人材の育成を進める。

弁護士はもとより、裁判官及び検察官の大幅な増員を実現するほか、関係職員の適正増加が必要。加えて、民事裁判の執行に携わる裁判所関係職員及び刑事裁判の執行に携わる矯正・保護関係の法務省職員並びに訟務関係の法務省職員について、人的体制の充実・強化についても十分な配慮が必要。

以上について、行政改革の関係で、他の行政分野とは異なる取扱いをすることが必要。

2) 弁護士制度の改革

国民が求める弁護士像

社会における弁護士の役割を、「『社会生活上の医師』たる法曹の一員として、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」との使命に基づき、国民にとって頼もしい権利の護り手であるとともに、信頼し得る正義の護り手として、高い質の法的サービスを提供するにある」と位置付け、「このような役割を果たすために、活動領域を大幅に拡大しながら、統治主体としての国民の社会生活上の諸活動の伴侶、企業の経済活動におけるパートナー、国家・社会の公的担い手など、様々な姿で国民に奉仕することを通じて、一層身近で、親しみやすく、頼り甲斐があって信頼できる存在」でなければならず、また、「法律実務の専門家として国民に奉仕する存在であるとの発想を徹底させ、その有する専門的な知見を分かりやすい言葉と論理で語り、国民との間で実質的なコミュニケーションを形成し得る技能を飛躍的に向上させなければならない。」

改革の視点と具体的方策の検討の方向性

弁護士が、法曹の圧倒的多数を占め国民との接点を担っていること、裁判手続内外で法的正義を実現すべき責務を負っていることから、弁護士制度の改革は人的基盤の拡充を図る諸改革の中で、主要かつ基盤的、

弁護士は、「信頼し得る正義の担い手」としての公益的役割に由来する社会

的な責務を負っている。弁護士には、いわゆる「プロ・ボノ」活動、国民の法的サービスへのアクセスの保障、公務への就任、後継者養成への関与などの積極的な実践と「信頼し得る正義の担い手」としての社会的責務を一層主体的に担うための意識改革を推し進めることが求められる。

弁護士の活動領域の拡大

弁護士が社会の隅々にまで進出し、代理人・弁護人の活動にとどまらず、公的機関、国際機関、NPO、民間企業、労働組合などに所属して多様な機能を発揮し、健全な運営に貢献することが望ましい。それは、単にニーズの充足にとどまらず、様々な領域で、法の求めるところのものが実効性をもって機能するようになる（法の血肉化）という積極的意義を有する。弁護士法30条の見直しも必要。

弁護士倫理の強化と弁護士自治

弁護士の職務の質を確保、向上させることは、国民の信頼を強化し、ひいては、司法（法曹）全体に対する国民の信頼を確固たるものにするために必要。このため、弁護士倫理、その教育、苦情の処理、綱紀・懲戒に関する諸手続など、弁護士の職務の質に関する指導・監督などについて弁護士会の自律的権能が実効的かつ厳正に行使されなければならない。さらに、手続の透明化、国民に対する説明責任の実行、それらの運営・運用への国民参加など国民の意思を反映させ、国民の信頼に応える必要がある。

3) 裁判官制度の改革

夏季集中審議における「21世紀日本社会における司法を担う高い質の裁判官を獲得し、これに独立性をもって司法権を行使させるため、これを実現するにふさわしい方策を構築する」との取りまとめをさらに進めて、国民が求める裁判官像（その資質と能力）を、「その一人ひとりが、法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていること」としたうえ、そのような裁判官を得るために、

給源の多様化、多元化の点では、裁判所法が給源の多元性を予定していることを前提として、運用の実際では判事補のほとんどが判事になって判事の主要な給源になっている問題を指摘し、「給源の多様化、多元化」の実質を図ることはもとより、更に進んで、「判事の給源としての判事補制度の改革

を含め、知識、経験等の多様化を制度的に担保するための仕組みを構築することが今後検討すべき改革の方向」とし、又、その立場から、「特例判事補制度については、その問題点を踏まえ、見直しを検討することが必要。」

任命手続きの見直しの点では、国民の裁判官に対する信頼感を高める観点から、その指名について、透明性、客観性、説明責任を確保するための方策や、指名に国民の意思を反映させるなど資格審査の充実を図るための方策、

人事制度の見直し（透明性、客観性の確保）の点では、人事評価や報酬、補職・配置等について、透明性、客観性を確保するための方策など、諸方策を更に検討する。

4、制度的基盤の整備

1) 利用しやすい司法制度

弁護士へのアクセス拡充

法律相談活動等の充実、弁護士費用（報酬）の透明化・合理化、弁護士情報の公開、

法的サービスの内容の充実

弁護士業務の質の向上・執務態勢の強化、隣接法律専門職種との関係等、弁護士の国際化等、

裁判所へのアクセス拡充

利用者の負担の軽減（提訴手数料等、弁護士費用の敗訴者負担及び権利保護保険）、裁判所の利便性の向上（裁判所利用窓口－アクセス・ポイント－の拡充、人事訴訟の家庭裁判所移管、簡易裁判所の事物管轄・少額訴訟の上限額の見直し、裁判所の配置の在り方、裁判所等への情報技術－IT－の導入、開廷日・開廷時間の柔軟化、その他（懲罰的損害賠償制度、クラスアクション・団体訴権制度）

民事法律扶助の拡充、

裁判外紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化（基盤整備、裁判手続との連携）、

司法に関する情報公開の推進、

分かりやすい司法の実現（基本法制の整備、司法教育の充実）

2) 国民の期待に応える民事司法の在り方

民事訴訟の充実・迅速化

計画審理、証拠収集手続の拡充

専門的知見を要する事件への対応強化

専門家の活用（鑑定制度の改善、専門委員・専門参審制など専門家の関与、弁護士・裁判官の専門化等）、知的財産権関係事件への対応強化、労働関係事件への対応強化、

民事執行制度の強化—権利実現の実効性の確保、

司法の行政に対するチェック機能の強化、

3) 国民の期待に応える刑事司法の在り方

刑事司法の使命と役割

実態的真相発見と適正手続保障の関係、犯罪被害者の改善更正・被害者等の保護、

刑事裁判の充実・迅速化

弁護体制等の整備、審理期間や開廷間隔（上限）の法定、証拠開示、裁判所の訴訟指揮権の実効性確保、直接主義・口頭主義の実質化（公判の活性化）、争いのある事件とない事件の区別

被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方

公的費用による被疑者弁護制度（導入の意義・必要性、具体的制度の在り方）、少年審判手続における公的付添人制度

新たな時代における捜査・公判手続

具体的方策（刑事免責制度導入の是非、参考人協力確保・保護のための方策、国際捜査・司法共助の拡充強化）、被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題（指摘されている問題点への対応、被疑者取調べの適正確保の措置）、起訴独占・訴追裁量権の在り方

5、国民の司法参加—国民的基盤の確立—

1) 基本理念

国民の司法参加が「国民的基盤の確立」として明確に位置付けられ、総論「改革の眼目」において、「人的基盤の拡充」、「制度的基盤の整備」と並ぶ、改革の柱の一つとして掲げられた。今回の改革は「司法をして統治主体たる国民の確かな基盤の上に立たしめること、を旨とするものでなければならない」。「このような見地から、諸外国の陪審制・参審制等をも参考に、我が国にふさわし

い国民の訴訟手続への参加につき、その形態を検討するとともに、裁判官の選任等を始めとして、裁判所、検察庁、弁護士会の運営等について国民の意見をより反映させる仕組みを整える必要がある」。

2) 国民の司法参加の意義

司法参加拡充の必要性

「21世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められており、国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、『公』を担う国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加（関与）できるよう司法参加を拡充する必要がある」。

司法参加拡充の視点

我が国における陪審制度施行の歴史に言及し、「司法参加の拡充の具体的な在り方については、（略）裁判手続、裁判官の選任過程並びに裁判所、検察庁及び弁護士会の運営など様々な場面を念頭に置き、国民の司法参加に関する我が国のこれまでの経験や参加の対象となる手続等の性質をも踏まえつつ、適切な参加の仕組みを総合的・多面的に検討していく必要がある」。

3) 参加拡充の在り方

訴訟手続への参加

「国家への過度の依存体質から脱却し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められる国民が、裁判の過程に参加（関与）し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤（民主的正統性）を得ることができるようになる。このような意味において、訴訟手続への国民参加は国民主権の原理と関連する」。さらに「訴訟手続への国民参加を考えるに当たっては、裁判の過程がより国民に開かれたものとなり、裁判内容に国民の健全な社会常識が反映されることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まるようにするためにはどのような制度が望ましいかという観点が重要になる」。「自律性と責任感をもって参加することが求められる国民の問題として見た場合、国民が、法曹とのコミュニケーションを通じて訴訟手続に参加

していく中で、その主体性をいかに確保していくかという観点もまた重要である」。

その上で、「陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的、実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも、必要であると考えらる」。

4) 裁判官選任過程等への参加

「判事に任命されるべき者の指名過程に国民の意思を反映させるなど任命手続の見直しの具体策を検討する」。

5) 裁判所、検察庁、弁護士会運営への参加

「司法の国民的基盤を強化する等の見地から、(略)裁判所、検察庁、弁護士会の運営について、広く国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みを検討すべきである」。

6) 検察審査会

「司法参加制度としての検察審査会制度の機能を更に拡充すべく、検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する方向で、被疑者に対する適正手続の保障にも留意しつつ、検察審査会の組織、権限、手続の在り方や起訴、訴訟追行の主体等について検討すべきである」。

7) 保護司

「この制度を更に充実させるため、実費弁償の在り方を含め、国民の幅広い層から保護司の適任者を確保するための方策を検討すべきである」。

6、おわりに—最終意見に向けて—

護憲派強い危機感

憲法記念日 集会に市民の熱気

戦後半世紀を超えて日本を支えてきた憲法は三日、施行五十四回目の記念日を迎え、全国で集会が開かれた。「平和憲法を守るため、ひるんではならぬ」と。護憲派の集会では憲法調査会の論議や首相発言など憲法をめぐる情勢が緊迫しているだけに危機感が強く、決意の発言が相次いだ。

東京・日比谷公会堂の護憲集会では二千席に立ち見でも入り切れず、肌寒い雨模様にもかかわらず会場の外にも大勢の市民があふれて熱気に満ちた。

次第に勢いづく改憲論に対し憲法学者らの呼び掛けで市民団体などが連携。社民党の土井たか子党首と共産党の志位和夫委員長も同席して共闘の姿勢を見せ、「守るの」ではなく憲法を世界に育てていくことなどとする発言が続いた。

「歴史の真実が伝わらなくなっている。それは私たちの未来をつぶすことを意味します」とする高校生の発言もあった。

これとは別に東京都千代田区内で開かれた二つの護憲集会でも、首相発言などに対する強い警戒感が見られた。

「フォーラム平和・人権・環境」の集会で講演した植野妙美子中央大教授は「九条二項に現美を内」

近づく努力が必要。改憲期待ムードで小泉人気が高まっているが、他方本願でなく自分たちで考えるのが民主主義だ」と訴えた。

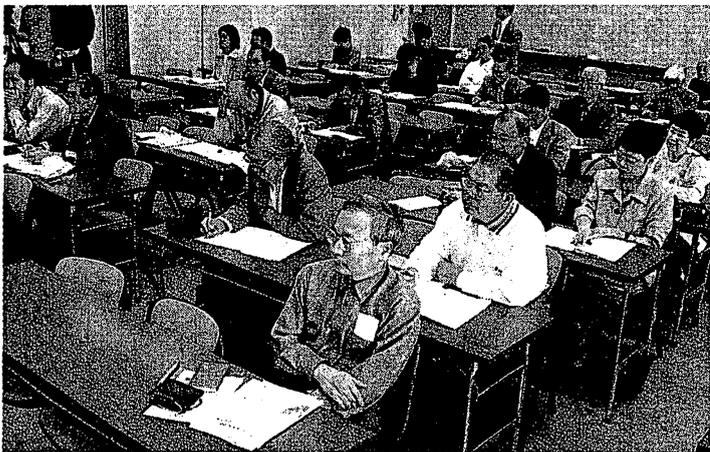
一方、改憲を提唱する「日本会議」も千代田区内での新憲法いかにある

べきか」をテーマにシンポジウムを開いた。小田村四郎・拓殖大総長が「憲法が一字一句も修正を加えずに制定から五十四年が経過するというのは世界の奇観。首相が憲法問題に積極的発言をしたが、最近の世論のすう勢からも憲法改正の機運は熟している」と改憲を訴えた。同会議は独自の憲法改正案を出版。七月の参院選でこの問題を争点の一つとし各政党党首による討論会の開催を呼び掛けた。

平和の意義考える

県内でも講演や集会

憲法記念日の三日、本県でも憲法について考える講演や集会があった。護憲かの論議が高まる



憲法と平和についての講演に聞き入る出席者
二三日午前、宮崎市中央公民館

「第四十九回憲法と平和を考える」とい「宮崎民主法律家協会など主催」は宮崎市中央公民館であり、約七十人が参加した。同協会の成見正毅弁護

前副会長の津田聡夫さん「福岡市」が「司法制度改革問題と国民主権」と題して講演。「改革へ向け、国民の主権、主体性を強化し、裁判員制度や法曹人口の拡大など国民参加の司法を目指したい」と話した。

また、同市の真勢勳福祉会館では「5・3平和を考える」とい「平和と民主主義のための泉民連合主催」があり、百七十人が出席。

宮崎放送総務局付副部長で七月の参院選宮崎選挙区に民主、社民両党の統一候補として立候補予定の東治勇さんが「心豊かに生きる」のテーマで講演。「憲法前文にあるように平和を維持し、国際社会で名誉ある地位を築きたい」と述べた。

護憲・改憲論議は低調

憲法記念日 宮崎で2集会

改憲論をぶつ小泉純一郎政権が誕生して迎えた憲法記念日の3日、護憲の立場から憲法について考える二つの集会在宮崎市で開かれた。しかし護憲、改憲についての突っ込んだ議論はななく終わった。

【中尾祐晃、入江直樹】

「第49回憲法と平和を考えるついで」(宮崎民主法律家協会など主催)は浄土江町の市中央公民館であり、約50人が参加した。福

岡県弁護士会の津田聡夫弁護士が「司法制度改革問題」と「国民主権」を題に講演した。津田弁護士は、1999



司法制度改革について講演があった「憲法と平和を考えるついで」

年に発足した首相の諮問機関「司法制度改革審議会」が陪審員制導入や法律家の増員へ向けたロースクールの設置を提言した中間報告について解説。陪審員制のために国民から選ばれた陪審員や裁判員の導入は「不可欠」と訴えた。ロースクール設置では「裁判長期化の原因には法律家の人手不足がある。増員は判決までのスピードアップにつながる」と見解を示した。

教職員や組合員らでつくる「平和と民主主義のための県民連合」が主催した5・3平和を考えるついで」は、別府町の県労働福祉会館であり、170人が参加した。夏の参院選で民主、社民両党などが擁立した無

所属新人で、MRT宮崎放送総務局付副部長、東治男氏(55)が「心豊かに生きる」と題して講演した。

東氏は「豊かな生活は平和の上に成り立っている」と前置きしたうえで「日本は豊かな国だが、心は豊かでない」と指摘。「日本は国際社会でまた名誉ある地位を占めてない。ほかの民族と交流し、平和について考えなくてはいけない」と語った。

憲法記念日

市民のための司法制度きこめ集会

第四十九回憲法と平和を考えるつどいが三日、宮崎市で開催されました。主催は、科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会。

前日本弁護士連合会副会長の津田聡夫弁護士が「司法制度改革問題と国民主権、市民のための司法の実現を目指して」と題して講演しました。

津田氏は、司法制度改革の流れとして「経済界やアメリカの圧力による経済本位・規制緩和路線と世論の高まりによる国民主権伸張を求める二つの流れがある」とのべました。そのうえで津田氏は、市民のための司法に向けて①法律家（裁判官・弁護士・検察官）の大幅増員②弁護士等の中から裁判官を推薦する③陪

審制が参審制を導入し、裁判審議に国民の参加を、と強調しました。科学者会議の木下統氏

は「司法改革論議にもっと市民の声を反映させるべきだ」とのべました。

